

3月の行事

日	曜	行事
1	木	
2	金	乳児検診 午後1時30分～午後2時30分 於中福生会館・母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
3	土	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
4	日	火災防禦演習 午前7時30分～午前9時30分 スポーツ教室(バドミントン) 午後1時～午後4時30分 於市民体育館
5	月	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
6	火	スポーツ教室(体操) 午後2時～午後4時 於市民体育館 スポーツ教室(バドミントン) 午後7時～午後9時30分 於市民体育館 職業相談 午後1時～午後4時 於市民相談室・教育相談 午後2時～午後4時 於地下相談室
7	水	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所・スポーツ教室(空手道) 午後7時～午後9時 於3小体育館 人権相談 午前10時～午後3時 於市民相談室・心配ごと相談 午後1時～午後4時 於福祉会館2階相談室・スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
8	木	
9	金	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
10	土	自動車排気ガス無料測定 午前10時～正午 於市役所前庭 スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
11	日	スポーツ教室(バドミントン) 午後1時～午後4時30分 於市民体育館
12	月	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
13	火	スポーツ教室(体操) 午後2時～午後4時 於市民体育館 スポーツ教室(バドミントン) 午後7時～午後9時30分 於市民体育館 職業相談 午後1時～午後4時 於市民相談室・教育相談 午後2時～午後4時 於地下相談室
14	水	母子相談 午後9時～正午 於福祉事務所・スポーツ教室(空手道) 午後7時～午後9時 於3小体育館 3歳児検診 午後1時30分～午後2時30分 於中福生会館・無料法律相談 午前10時～午後3時 於市民相談室・スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
15	木	
16	金	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
17	土	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
18	日	スポーツ教室(バドミントン) 午後1時～午後4時30分 於市民体育館
19	月	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
20	火	スポーツ教室(バドミントン) 午後7時～午後9時30分 於市民体育館・戦没者遺族相談 午後1時～午後4時 於福祉事務所・スポーツ教室(体操) 午後2時～午後4時 於市民体育館・職業相談 午後1時～午後4時 於市民相談室・教育相談 午後2時～午後4時 於地下相談室
21	水	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
22	木	行政相談 午後1時～午後3時 於市民相談室 心配ごと相談 午後1時～午後4時 於福祉会館2階相談室
23	金	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
24	土	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館
25	日	スポーツ教室(バドミントン) 午後1時～午後4時30分 於市民体育館
26	月	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所 自動車排気ガス無料測定 午前10時～午後3時 於市役所前庭
27	火	スポーツ教室(体操) 午後2時～午後4時 於市民体育館 スポーツ教室(バドミントン) 午後7時～午後9時30分 於市民体育館 職業相談 午後1時～午後4時 於市民相談室・教育相談 午後2時～午後4時 於地下相談室
28	水	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館 母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所・スポーツ教室(空手道) 午後7時～午後9時 於3小体育館
29	木	
30	金	母子相談 午前9時～正午 於福祉事務所
31	土	スポーツ教室(柔道) 午後4時～午後7時30分 於市民体育館

申込受付日程

月日	曜	受付時間	会場
3月3日	土	午後1時～午後2時	熊川団地集会所
		午後2時30分～午後4時	武藏野会館
4日	日	午前9時～正午	富士見台都営住宅集会所
		午後1時～午後4時	熊川神社境内
10日	土	午後1時～午後2時30分	牛浜婦人生活会館
		午後2時45分～午後4時	市民会館
11日	日	午前9時～正午	鍋2会館
		午後1時～午後4時	熊牛会館
17日	土	午後1時～午後2時30分	志茂陸会館
		午後2時45分～午後4時	永田クラブ
18日	日	午前9時～午前10時30分	加美公会堂
		午前10時45分～正午	長沢クラブ
		午後1時～午後4時	本6会館
24日	土	午後1時～午後2時30分	本町会館
		午後2時45分～午後4時	中福生会館
25日	日	午前9時～午前11時	本7会館
		午前11時30分～午後2時	すみれ保育園
		午後2時30分～午後4時	加美平団地集会所

現在、国と都の二本立てによる児童手当が支給されておりますが昭和48年4月から国の児童手当の支給対象となる児童の範囲が10歳未満(昭和38年4月2日以後生まれた児童)までに拡大されます。これにより、現在都の児童手当を受けている方で、昭和38年4月2日から昭和42年1月1日までに出生の方は、4月から国より支給されますので新たに申請をしていただきます。

また、現在国の手当を受けていきる方で、該当する児童の数が増加する方も新たに申請をしてください。

昭和48年度 交通災害共済

3月3日から受付

従来、各町会長さんを通じて申込みを取り扱っておりましたが

昭和48年度分から市役所職員が、左記の会場で直接加入申し込みを受付いたします。

加入される方は、掛金を添えて最寄の会場で申し込みをしてください。

なお、市立の小中学生徒児童

(一)、市内に住所または一定の勤務場所を有する者

(二)、現在、住宅に困窮していることが明らかである者

(三)、現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者等を含む)があること。

団、収入が使用申し込みをした日において、月収五万八千円以下であること。

申込期間 昭和48年3月1日(木)から3月7日(水)まで

第一四四号 福生市大字熊川一一〇八

基本使用料 一か月 三、一三〇円

抽選日 昭和48年3月14日(水)

申込用紙は、市役所福祉事務所

福生係にあります。
なお、くわしいことは、福祉事務所福祉係(電話51-1511内線241)へ。

希望者はお申し出を

サ付

希望者はお申し出を